

1 0 年 保 存
群 広 第 5 9 号
令 和 5 年 3 月 1 日
[会・捜一・交指]

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

犯罪被害者等の援助にかかる公費支出要領について（通達）

犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等の援助にかかる公費支出要領について（令和3年3月5日付け群広第65号通達。以下「旧通達」という。）を制定し運用してきたところであるが、犯罪被害者等のさらなる負担軽減を図るため、別添のとおり新たに要領を制定し、運用を開始することとしたので、事務処理に誤りのないようになされたい。

なお、旧通達については廃止する。

別添

犯罪被害者等の援助にかかる公費支出要領

第1 趣旨

この要領は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の心情に配慮したきめ細やかな支援の一環として、犯罪被害者等が犯罪被害により支払わなければならない経費の一部を公費で支出することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 公費支出の対象項目

1 性犯罪被害者に対する支出

- (1) 医療機関の受診時における初診料、検査結果の説明を受ける際の診察料（以下「再診料」という。）、検査料、治療費、人工妊娠中絶施術に要する経費及び診断書料
- (2) 犯罪被害による破損等及び鑑定により原状回復が不可能となった学生服又は学校指定の体操服、通学かばん等（以下「学生服等」という。）の代替品購入・修復費用の補助

2 性犯罪以外の犯罪被害者に対する支出

医療機関の初診時における初診料、検査料及び診断書料

3 被害者死亡事件の犯罪被害者遺族に対する支出

- (1) 医療機関が作成する死体検案書料
- (2) 司法解剖後の遺体修復費用及び遺体搬送費用

4 一時避難が必要な犯罪被害者等に対する支出

一時避難場所の確保にかかる費用

5 自宅等で犯罪被害を受けた犯罪被害者等に対する支出

- (1) 転居費用の一部補助
- (2) ハウスクリーニング費用

6 犯罪被害により精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する支出

- (1) 公認心理師又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士（以下「臨床心理士」という。）によるカウンセリング費用
- (2) 精神科・心療内科等の精神医療に関する医療費

第3 公費支出の手続

1 支出手続

(1) 報告

警察署長（以下「署長」という。）は、前記第2に規定される公費支出の対象となる事案を認知した際は、公費支出事案発生報告書（別記様式第1号）、を作成し、速やかに警務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）を経て、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

(2) 支出の判断

前記1(1)の報告を受けた広報広聴課長は、支出が妥当か否かの判断を速やかに行い、その結果を当該署長に通知するものとする。

2 性犯罪被害者に対する支出

- (1) 医療機関の受診時における初診料、再診料、検査料、治療費、人工妊娠中

絶施術に要する経費及び診断書料

ア 支出対象事件

支出対象事件は、次のとおりとする。

- (ア) 強盗・強制性交等罪（刑法（明治40年法律第45号）第241条の罪であり、未遂を含む。）
- (イ) 強制性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (ウ) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (エ) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (オ) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
- (カ) 強制わいせつ等致傷罪（刑法第181条の罪）
- (キ) 事案の内容から広報広聴課長及び署長が支出することが妥当であると認めた性犯罪・性暴力事件

イ 支出項目

支出項目は、次の項目の実費額（保険診療による受診を問わない。）とする。

- (ア) 初診料
各医療機関で設定している初診料で、時間外・深夜・休日診察料の加算額及び医学管理料を含む。
- (イ) 再診料
下記 a、b及び c の検査を実施した際に検査結果の説明を受けるための再診料で、各医療機関で設定している料金とする。
- (ウ) 検査料
犯罪被害者の治療のために必要な以下の検査料
 - a 外科関係
レントゲン撮影、コンピュータ断層撮影（CT）、磁気共鳴断層撮影（MRI）、エコー等の各検査に要する経費（画像診断を含む。）及びその他必要な検査とする。
 - b 産婦人科関係
採尿・採血、膣分泌物の採取、精子の有無の確認、膣洗浄、外傷の確認、性感染症検査（クラミジア、淋病、梅毒、HIV等）、妊娠検査に要する経費及びその他必要な検査とする。
 - c 肛門科及び泌尿器科関係
採尿・採血、尿管分泌物の採取、精子の有無の確認、外傷の確認、性感染症検査（クラミジア、淋病、梅毒、HIV等）及びその他必要な検査とする。
- (エ) 治療費
犯罪により負傷及び妊娠の可能性のある場合における治療費並びに投薬費（緊急避妊に要する経費を含む。）及び投薬にかかる経費とする。
- (オ) 性犯罪被害により妊娠が発覚した場合の人工妊娠中絶の施術費用のほか、当該施術に伴う入院に要する経費（差額ベッド代を除く。）とする。

ただし、保健診療で他の給付金を受給した場合は、調整した金額を支払うものとする。

(カ) 診断書料

犯罪により受けた負傷程度を明らかにする診断書1通分の作成経費とする。

なお、犯罪被害者の負傷状況等により、外科や歯科等複数の診察科を受診する必要がある場合は、この限りではない。

ウ 支出基準

次のいずれにも該当しない場合に支出するものとする。

なお、広報広聴課長及び署長が犯罪被害者支援上必要があると認めた場合を除く。

(ア) 犯罪被害者等が公費支出を辞退したとき。

(イ) 犯罪被害者が明らかに虚偽の申告をしていると疑われるとき。

(ウ) 公費支出することが社会通念上妥当でないと認められるとき。

エ 支出要領等

支出方法は、医療機関又は犯罪被害者等が指定する口座に振り込むものとする。

(ア) 医療機関に支出する場合

署長は、医療機関から初診料等請求書（別記様式第2号）を速やかに徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

(イ) 犯罪被害者等に支出する場合

署長は、犯罪被害者等から医療費等申請書（別記様式第3号）及び受診した医療機関が発行した領収書を速やかに徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

なお、犯罪被害者等に支出する場合は、振込口座の預貯金通帳の写し（口座番号、口座名義人が記載されている部分。以下同じ。）若しくはキャッシュカードの写し等の振込口座の名義人、口座番号が分かるものを添付するものとする。ただし、犯罪被害者等に支出する場合において、犯罪被害者が未成年である場合は、原則として、その保護者から同申請書を徴するものとする。

(2) 犯罪被害による破損等及び鑑定により原状回復が不可能となった学生服等の代替品購入・修復費用の補助

ア 支出対象事件

支出対象事件は、前記2（1）アと同様とする。

イ 支出項目

犯罪被害時に着用又は所持していた学生服等が犯罪被害により破損等した場合又は犯罪被害者等から提出を受けた学生服等の鑑定を実施する過程で、一部を切り取る等により、原状回復が不可能となった場合の代替品購入・修復費用の補助とする。

なお、補助の上限は、4万円とするが、広報広聴課長と協議の上、上限金額を超えて支出することができる。

ウ 支出基準

次のいずれにも該当しない場合に支出するものとする。

なお、広報広聴課長及び署長が犯罪被害者支援上必要があると認めた場合を除く。

- (ア) 犯罪被害者等が公費支出を辞退したとき。
- (イ) 犯罪被害者が明らかに虚偽の申告をしていると疑われるとき。
- (ウ) 届出時に被害弁済の見込みがあるとき。
- (エ) 公費支出することが社会通念上妥当でないと認められるとき。

エ 支出要領等

支出方法は、犯罪被害者等が指定する口座に振り込むものとする。

署長は、犯罪被害者等から学生服等費用補助支出申請書（別記様式第4号）を徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

なお、同申請書には、購入・修復時のレシート、振込先口座の預貯金通帳の写し若しくはキャッシュカードの写し等の振込口座の名義人、口座番号が分かるものを添付するものとする。

また、対象者が未成年である場合は、原則として、その保護者から同申請書を徴するものとする。

3 性犯罪以外の犯罪被害者等に対する支出

(1) 支出対象事件

支出対象事件は、次のとおりとする。

- ア 傷害の程度が、概ね1か月以上と認められる殺人未遂罪（刑法第203条）及び傷害罪（刑法第204条）
- イ 傷害の程度が、概ね1か月以上と認められる結果的加重犯で、過失犯を除く。ただし、車両等の交通により人が傷害を負った場合において、負傷の程度が概ね3か月以上と認められるひき逃げ事件（道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反にかかる事件）については、その一部について支出対象事件とする。
- ウ 事案の内容から広報広聴課長及び署長が支出することが妥当であると認めた性犯罪・性暴力以外の事件

(2) 支出項目

支出項目は、次のとおりとし、治療費や投薬費は含まないものとする。ただし、前記3（1）イのただし書きに定めるひき逃げ事件については、診断書料のみの支出とする。

ア 初診料

前記2（1）イ（ア）と同様の経費とし、実費額（保険診療による受診を問わない。）とする。

イ 検査料

前記2（1）イ（イ）aと同様の経費とする。

ウ 診断書料

前記2（1）イ（エ）と同様の経費とする。

(3) 支出基準

前記 2 (1) ウと同様とする。

(4) 支出要領等

支出方法は、医療機関又は犯罪被害者等が指定する口座に振り込むものとする。

ア 医療機関に支出する場合

署長は、医療機関から初診料・検査料・診断書料・死体検案書料請求書（別記様式第 5 号）を速やかに徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

イ 犯罪被害者等に支出する場合

署長は、犯罪被害者等に支出する場合は、前記 2 (1) エ (イ) の要領で同人等から申請書等を徴収し、速やかに報告するものとする。

4 被害者死亡事件の犯罪被害者遺族に対する支出

(1) 医療機関が作成する死体検案書料

ア 支出対象事件

(ア) 殺人罪（刑法第 199 条の罪）

(イ) 強盗致死罪（刑法第 240 条の罪）

(ウ) 強盗・強制性交等致死罪（刑法第 241 条の罪）

(エ) 強制わいせつ等致死罪（刑法第 181 条の罪）

(オ) 逮捕等致死罪（刑法第 221 条の罪）

(カ) 傷害致死罪（刑法 205 条の罪）

(キ) 前記の罪以外で、致死を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの

(ク) 死亡ひき逃げ事件（車両等の交通により人が死亡した場合で、道路交通法第 72 条第 1 項前段に規定する措置を講じなかった違反にかかる事件）

(ケ) 危険運転致死罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 25 年法律第 86 号。以下「自動車運転処罰法」という。）第 2 条及び第 3 条）及び無免許危険運転致死罪（自動車運転処罰法第 6 条第 1 項及び第 2 項）

(コ) 国外犯罪行為による死亡事案

イ 支出項目

特段の事情がある場合を除き、犯罪により死亡したことを明らかにする死体検案書 1 通分の作成経費とする。

ウ 支出基準

前記 2 (1) ウと同様とする。

エ 支出要領等

支出方法は、医療機関又は犯罪被害者遺族が指定する口座に振り込むものとする。

署長は、医療機関から支出項目にかかる金額を聴取し、当該医療機関に対し、死体検案書の作成を依頼し、死体検案書の受領後、速やかに前記 3 (4) の要領で請求書等の徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

犯罪被害者遺族に支出する場合は、同遺族から医療費等申請書（別記様

式第3号)、当該医療機関が発行した領収書、遺族が所有する振込口座の預貯金通帳の写し若しくはキャッシュカードの写し等の振込口座の名義人、口座番号が分かるものを速やかに徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

(2) 司法解剖後の遺体修復費用及び遺体搬送費用

ア 対象遺体

前記4(1)アの支出対象事件及び県外における犯罪行為により死亡し、司法解剖した遺体とする。ただし、遺体修復については、高度に腐敗、炭化又は白骨化しているなどの状態から修復不能であり、遺族等の精神的被害等の軽減など遺体修復による効果が認められない遺体及び身元不明遺体等を除くものとする。

なお、国外犯罪行為により死亡した遺体については、司法解剖実施の有無を問わないものとする。

イ 公費修復の内容及び公費搬送の実施区間

(ア) 遺体修復

司法解剖や犯罪行為等の切開痕、縫合痕、その他の傷痕等について目立たなくするなど、遺体を引き渡す際の必要な作業とする。

(イ) 遺体搬送

遺体搬送において、公費負担の対象となるのは、原則として、対象遺体を取り扱った警察署から遺族が希望する場所までの間とし、搬送場所が県外に及ぶ場合については、県内の区間のみを支出の対象とする。ただし、事案の性質上、県外の区間を含めて支出の対象とする場合は、広報広聴課長及び署長と協議の上、判断するものとする。

なお、国外犯罪被害及び県外の犯罪被害による遺体の搬送については、広報広聴課長が公費支出の必要性及び搬送区間を判断するものとする。

ウ 支出基準

次のいずれにも該当しない場合に支出するものとする。

なお、広報広聴課長及び署長が犯罪被害者支援上必要があると認めた場合を除くものとする。

(ア) 身元不明等で遺族関係者が判明しないとき。

(イ) 遺族が公費による修復又は搬送を希望しないとき。

(ウ) その他公費による修復又は搬送をすることが社会通念上妥当でないと認められるとき。

エ 支出要領等

支出方法は、遺体修復業者（以下「修復業者」という。）又は遺体搬送業者（以下「搬送業者」という。）が指定する口座に振り込むものとする。

署長は、対象遺体の修復及び搬送を行う場合、遺族の希望する業者又は警察が選定する業者から修復料金又は搬送料金を聴取し、委託により行うものとする。

修復業者又は搬送業者が対象遺体の修復を終了又は予定の場所まで搬送後、司法解剖遺体修復・搬送完了報告書（別記様式第6号）を作成の上、

当該業者から請求書を徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。ただし、修復及び搬送が同一業者の場合は、内訳に遺体修復及び遺体搬送のそれぞれの金額及び合計金額が記載された請求書を徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

5 一時避難が必要な犯罪被害者等に対する支出

(1) 支出項目

被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保にかかる経費とする。

(2) 支出対象者

次のいずれかに該当し、かつ、自ら避難場所を確保することが困難であると認められる犯罪被害者等を一時避難措置の対象者とする。

ア 自宅が犯罪行為の現場となったため、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊、汚損などにより、犯罪被害者等が当該自宅に居住することが困難な状況にあるとき。

イ 自宅が犯罪行為の現場となったため、犯罪被害者等が当該自宅に引き続き居住することが、犯罪被害者等に精神的な二次被害を与えるおそれがあるとき。

ウ 犯罪被害者等が加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがあるとき。

エ その他一時避難措置を行う必要があると認められるとき。

(3) 支出基準

犯罪被害者等を一時避難措置の対象とすることが社会通念上妥当でないと認める場合を除き、支出するものとする。

なお、一時避難措置は、公的施設への避難が困難な場合の措置であることから、公的施設の利用が可能な場合は、同施設の利用を優先すること。

(4) 一時避難措置の期間

原則として、被害直後における一時避難場所の確保にかかる宿泊期間は、概ね5日間（5泊6日）とする。ただし、事案内容及び犯罪被害者等の体調や心情等を考慮し、署長が必要と認めるときは、広報広聴課長と協議の上、宿泊期間を延長することができる。

(5) 支出要領等

支出方法は、宿泊業者が指定する口座に振り込むものとする。

署長は、一時避難措置を講じる場合、宿泊施設を選定し、宿泊料金を聴取して犯罪被害者等を一時避難させるものとする。

施設を選定に当たっては、宿泊料金の支払いについて、振り込みに応じられる施設とすること。

なお、予定価格が5万円以上の場合については、見積書（別記様式第7号）を宿泊施設から徴収するものとする。この場合において、当該宿泊施設が発行する見積に関する書面が前記見積書の内容を充足するものであれば、これに代えることができる。

署長は、一時避難終了後、速やかに当該宿泊施設から宿泊料金請求書（別記様式第8号）を徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

6 自宅等で犯罪被害を受けた犯罪被害者等に対する支出

(1) 転居費用の一部補助

ア 支出対象事件

自宅で被害に遭遇した次のいずれかに該当する犯罪被害者等とする。

- (ア) 殺人罪（刑法199条の罪であり、未遂を含む。）
- (イ) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
- (ウ) 強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
- (エ) 強制性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (オ) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (カ) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (キ) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
- (ク) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (ケ) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (コ) 事案の内容から広報広聴課長及び署長が支出することが妥当であると認めたもの

イ 支出項目

支出項目は、次のとおりとする。

なお、支出対象経費は合計額の半額とし、10万円を限度とする。

- (ア) 転居等作業業者に委託した場合の引越代金
- (イ) 転居先が借家の場合は、入居の際の敷金及び1か月分の家賃

ウ 支出対象者

次のいずれかに該当する犯罪被害者等とする。

- (ア) 自宅が犯罪行為の現場となったため、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊、汚損などにより、犯罪被害者等が当該自宅に居住することが困難な状況にあるとき。
- (イ) 自宅が犯罪行為の現場となったため、犯罪被害者等が当該自宅に引き続き居住することが、犯罪被害者等に精神的な二次被害を与えるおそれがあるとき。
- (ウ) 犯罪被害者等が加害者による再被害、加害者の関係者による報復等の加害行為を受けるおそれがあるとき。
- (エ) 社会的反響が大きい事件で、犯罪被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、精神的な二次被害を受けるおそれがあるとき。
- (オ) その他転居する必要があると認められるとき。

エ 支出基準

次のいずれにも該当しない場合に支出するものとする。

なお、広報広聴課長及び署長が犯罪被害者支援上必要があると認めた場合を除くものとする。

- (ア) 犯罪被害者等が公費支出を辞退したとき。

- (イ) 犯罪被害者が明らかに虚偽の申告をしていると疑われるとき。
- (ウ) 被害から1年を経過しているとき。
- (エ) 公費支出することが社会通念上妥当でないと認められるとき。

オ 支出要領等

支出方法は、犯罪被害者等が指定する口座に振り込むものとする。

署長は、前記アの犯罪により、犯罪被害者等が業者に委託して転居し又は転居先が借家であった場合において、その費用の一部を支出する際は、犯罪被害者等から転居費用支出補助申請書（別記様式第9号）を徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

なお、同申請書には、引越代金の領収書、転居先の賃貸借契約書の写し、振込先口座の預貯金通帳の写し若しくはキャッシュカードの写し等の振込口座の名義人、口座番号が分かるものを添付するものとする。

また、補助を受ける対象者が未成年である場合は、原則として、その保護者から同申請書を徴するものとする。

(2) ハウスクリーニング費用

ア 支出項目

犯罪行為の現場となった自宅、職場、知人宅その他の当該犯罪行為に関する場所（以下「自宅等」という。）で被害に遭遇し、当該犯罪行為によりハウスクリーニングが必要な場合の費用とする。

(ア) 「ハウスクリーニング」について

「ハウスクリーニング」とは、単純な室内の清掃ではなく、犯罪に起因する血痕や体液等（灯油等の犯行用具、害虫駆除も含む。）の除去、徐臭、殺菌消毒等の専門的技術を要する清掃のことをいう。

(イ) 「ハウスクリーニング」以外の経費について

リフォーム作業、遺品整理、不要品回収・処分費用、その他明らかに清掃とは異なる経費については、対象外とする。

また、犯罪に起因する汚損等した建具・家具等の交換、修復等に関する費用も同様とする。ただし、畳の交換や壁紙の張り替え、襖の張り替えや交換については、清掃の過程で必要最低限の範囲（除臭や消毒殺菌ができない場合等）において、認めることとする。

イ 支出対象者

次のいずれかに該当する犯罪被害者等を対象者とする。

(ア) 自宅等が犯罪行為の現場となり、当該犯罪行為に起因する自宅等の汚損などにより、犯罪被害者等が当該自宅等に居住することが困難な状況にあるとき。

(イ) その他ハウスクリーニングを行う必要があると認められるとき。

ウ 支出基準

前記2（3）ウと同様とする。

エ 支出要領等

支出方法は、ハウスクリーニング業者（以下「清掃業者」という。）が指定する口座に振り込むものとする。

署長は、ハウスクリーニングを行う場合、清掃業者を選定し、作業料金を聴取の上、選定した清掃業者に委託するものとする。ただし、清掃業者の選定に当たっては、料金の支払いについて、振込に応じられる清掃業者とすること。

署長は、ハウスクリーニングが完了したことを確認後、ハウスクリーニング実施結果報告書（別記様式第10号）を作成の上、清掃業者からハウスクリーニング費用請求書（別記様式第11号）を徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

7 犯罪被害により精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する支出

(1) 支出項目

精神科・心療内科等の精神医療に関する医療費（以下「精神科等医療費」という。）及び警察職員以外の公認心理師又は臨床心理士（以下「部外カウンセラー」という。）が行うカウンセリング費用（以下「カウンセリング費用」という。）とし、初診日又はカウンセリング開始日より原則3年間を限度とする。ただし、原則として、受診費用の上限金額は、1人1年間あたり計215,000円を限度とするが、広報広聴課長と協議の上、上限金額を超えて支出することができる。

なお、広報広聴課長及び署長が犯罪被害者支援上3年間を超えて支出する必要があると認めた場合は、1年間に限り延長ができるものとする。

(2) 支出対象者

支出対象者は、次の事件の犯罪被害者等で、群馬県警察犯罪被害者支援部内カウンセラー運用要領の制定について（令和4年1月21日付け群広第20号通達）に定める部内カウンセラー（以下「部内カウンセラー」という。）が専門的な治療等の必要性を認めた者とする。

ア 身体犯事件

- (ア) 殺人罪（刑法199条の罪であり、未遂を含む。）
- (イ) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪であり、未遂を含む。）
- (ロ) 強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条の罪であり、未遂を含む。）
- (エ) 強制性交等罪（刑法第177条の罪であり、未遂を含む。）
- (オ) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪であり、未遂を含む。）
- (カ) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪（刑法第178条の罪であり、未遂を含む。）
- (キ) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪（刑法第179条の罪であり、未遂を含む。）
- (ク) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪）
- (ケ) 未成年者略取及び誘拐罪（刑法第224条の罪であり、未遂を含む。）
- (コ) 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第225条の罪であり、未遂を含む。）
- (サ) 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第225条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (シ) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第226条の罪であり、未遂

を含む。)

- (ヌ) 人身売買罪（刑法第226条の2の罪であり、未遂を含む。）
- (セ) 逮捕及び監禁罪（刑法第220条の罪）
- (ソ) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (タ) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (チ) 傷害罪（刑法第204条の罪）のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (ツ) 前記の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの又は致傷の結果が生じたもののうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件にかかるものを除く。）

イ 交通事故事件

- (ア) 死亡ひき逃げ事件（車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。）
- (イ) ひき逃げ事件（車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。）
- (ウ) 交通死亡事故等（車両等の交通により人の死亡があった事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故をいう。）
- (エ) 危険運転致死罪（自動車運転処罰法第2条及び第3条）及び無免許危険運転致死罪（自動車運転処罰法第6条第1項及び第2項）

ウ 事案の内容から広報広聴課長及び署長が支出することが妥当であると認めたもの

(3) 支出基準

次のいずれにも該当しない場合に支出するものとする。

なお、広報広聴課長及び署長が犯罪被害者支援上必要があると認めた場合を除くものとする。

ア 犯罪被害者等が公費支出を辞退したとき。

イ 犯罪被害者が明らかに虚偽の申告をしていると疑われるとき。

ウ 公費支出することが社会通念上妥当でないと認められるとき。

(4) 支出要領等

支出方法は、医療機関、部外カウンセラー（以下「医療機関等」という。）又は犯罪被害者等が指定する口座に振り込むものとする。

ア 医療機関等に支出する場合

署長は、医療機関等を選定の上、当該医療機関等から支出項目に対する金額を聴取し、治療やカウンセリングを依頼し、実施後は速やかに、医療機関等からカウンセリング費用・医療費・投薬費請求書(別記様式第12号)を徴収し、広報広聴課長に送付するものとする。

イ 犯罪被害者等に支出する場合

署長は、治療やカウンセリングの実施後、速やかに犯罪被害者等から医療費等申請書(別記様式第3号)を徴収し、広報広聴課長に送付すること

とする。ただし、犯罪被害者等が複数回に亘って自己負担で医療費等を支出した場合は、同申請書をカウンセリング費用等申請書(別記様式第13号)に代えることができるが、この場合は、原則として月末締めとする。

また、犯罪被害者等が既に自己負担で精神科等医療費及びカウンセリング費用を支出している事案を認知した場合には、直ちに広報広聴課長を通じ、部内カウンセラーによる面接を行い、専門的な治療等の必要性を判断することとする。

なお、犯罪被害者等に支出する場合は、振込先預金通帳の写し若しくはキャッシュカード等の振込口座の名義人、口座番号が分かるものを添付するものとする。ただし、犯罪被害者等に支出する場合において、犯罪被害者が未成年である場合は、原則として、その保護者から前記医療費等申請書又は同カウンセリング費用等申請書を徴するものとする。

第4 会計手続

前記第3により報告を受けた広報広聴課長は、所要の手続を行い、会計課を通じて、支出相手方が指定する金融機関の口座に請求金額及び申請金額を振り込むものとする。

第5 実施上の留意事項

この要領の実施に当たっては、本制度の趣旨を十分に理解し、次の点に留意するものとする。

- 1 第3の3「性犯罪以外の犯罪被害者等に対する支出」、第3の4「被害者死亡事件の犯罪被害者遺族に対する支出」及び第3の7「犯罪被害により精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する支出」については、交通部高速道路交通警察隊の取扱い事案についても適用し、第3の4「被害者死亡事件の犯罪被害者遺族に対する支出」及び第3の7「犯罪被害により精神的被害を受けた犯罪被害者等に対する支出」については、国外犯罪被害についても適用する。

この場合、「署長」を「交通部高速道路交通警察隊長」と読み替えるものとする。

- 2 公費支出をする場合は、必ず、犯罪被害者等及び支出する相手方(医療機関、搬送業者、修復業者、宿泊施設、清掃業者、部外カウンセラーに対して、本制度の趣旨、支出項目、支出項目以外は犯罪被害者等の自己負担になることを説明し、理解を求め、適正な運用を図ること。
- 3 医療機関や部外カウンセラーに対して支出する場合は、犯罪被害者等の精神的負担軽減のために必ず、警察職員が付添支援を行うこと。
- 4 各請求書を徴収する場合、請求書のあて名は、「群馬県警察本部長」とし、請求者が法人の場合は、法人名、職名、代表者名、代表者印(法人の登録印)を押印するように教示すること。

また、見積書を徴する場合についても、同様に教示すること。

- 5 公費支出するにあたり、犯罪被害者のプライバシーを保護するため、関係する業者等とは必要以上の連絡は行わないこと。
- 6 司法解剖後の遺体修復及び搬送の支出について

(1) 遺体修復を行う場所は、警察署又は鑑識科学センターの霊安室とし、業者

が修復作業を実施するときには、警察職員が必ず立ち会うこと。

- (2) 遺体搬送の支出を行う場合、犯罪被害者遺族に対し、搬送料金は、原則として県内区間に限定されていること。

また、霊柩車の種別は「普通車」とし、宮型霊柩車、洋型霊柩車等の「特別車」は除くこと、棺桶を必要とする場合は、遺族負担となることの説明を行うこと。

なお、業者に対しては、業者が予定する遺体搬送経路の確認を行うとともに、遺族の要望に配慮の上、原則最短距離とするよう理解を得ること。

7 一時避難場所確保の支出について

- (1) 一時避難措置に使用する施設は、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、一時避難措置に適した施設を選定し、警戒措置を講じること。
- (2) 対象者の氏名、一時避難措置に使用する施設の名称及び場所等、一時避難措置に関係する事項について保秘を徹底すること。
- (3) ストーカー・配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案の被害者等に対する一時避難措置及び被害者等が転居を行う必要がある場合には、人身安全関連事案の被害者援助にかかる公費支出要領について（平成27年3月27日付け群子女第75号通達）により実施すること。

8 ハウスクリーニング費の支出について

警察から清掃業者に対し、ハウスクリーニング作業に必要な情報提供を行うことについて、犯罪被害者等の同意を得ておくこと。

なお、清掃業者によるハウスクリーニング作業及び当該作業の事前調査を実施する際には、警察職員が必ず立ち会うこと。

9 精神的被害を受けた犯罪被害者等に対するカウンセリング等の支出について

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（法律第36号）第4条第2項の重傷病給付金に該当することが判明した場合には、犯罪被害給付制度の給付を検討すること。

また、医療機関を受診する場合は、保険診療として行うことを優先し、保険診療が不可能な場合のみ、自由診療とすること。

10 未成年者に対する措置

支出対象者が未成年の場合は、原則として保護者に対して説明を行うこと。

11 記録の保管

本要領に基づく公費支出の手続を行った場合は、被害者支援活動実施要領の制定について（平成22年群本例規第15号）第7に定める被害者連絡・支援経過票に支出の可否等を記録するとともに、公費支出事案発生報告書等の関係書類（写しを含む。）を保管し、その状況を明らかにしておくこと。

12 協議

本要領について疑義が生じた場合は、広報広聴課長と協議を行うこと。